

## 鹿児島R. 義捐金取扱規程

災害時において、鹿児島Rに寄せられた義捐金の取扱いについては、この規程の定めるところにより処理するものとする。

### 1 義捐金の受付

- (1) 口座振込により義捐金を受け入れるため、リジョン・チェアパーソンが必要と認める金融機関に口座を開設する（以下、開設口座という）。
- (2) 義捐金の寄贈があったときは、その都度、別紙様式1による義捐金出納簿（以下、「出納簿」という）に受付年月日、金額、寄贈者の住所、氏名を記載し、受付の状況を明らかにするとともに、寄贈者には直ちに別紙様式2による受領書を交付するものとする。
- (3) 受領書は、原則としてリジョン・チェアパーソン名とするが、特に寄贈者から要請があるときはこの限りでない。

### 2 義捐金の保管

- (1) 現金（小切手を含む）で受領した義捐金は、直ちに開設口座に預け入れるものとする。但し、預入れができない日時に受領した義捐金については、リジョン事務局内に厳重に保管し、預入れができるようになり次第、直ちに預け入れるものとする。
- (2) キャビネットやLCIFから災害見舞金が配分された場合は、直ちに開設口座に振り替えるものとする。
- (3) 義捐金は、毎月の最終の平日の午後3時30分現在で、別紙様式3による義捐金集計表に集計し、リジョン・チェアパーソンの決裁を受けるものとする。

### 3 配分委員会

- (1) 義捐金の被災者への公平な配分を確保するため、鹿児島リジョン災害見舞金配分委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、被災地のゾーンにおけるゾーン・チェアパーソンを委員長とし、委員は、被災地のゾーン内の各クラブの会長・幹事の職にある者をもって充てる。
- (3) 委員会は、義捐金の配分基準、配分対象者等を決定する。但し、配分対象者については、自治体、公民館等の単位とし、個人は対象としないものとする。
- (4) 委員会の事務局はリジョン事務局に置き、事務局長はリジョン会計の職にある者をもって充てる。

#### 4 義捐金の配分

被災者等への義捐金の配分は、委員会の決定に基づき行うものとする。

#### 5 義捐金の支出

義捐金は、全額被災者への人道支援に充てるものとし、義捐金に係る諸経費（事務費、交通費、会議費等）には用いないものとする。

義捐金の支出方法については、現金での交付を禁止し、口座間の送金に限るものとし、送金後、寄贈先より別紙様式4による領収書を取り付けるものとする。

#### 6 報告

委員会は、義捐金の支出を行ったときは速やかにリジョン・チェアパーソンに報告することとし、報告に当たっては寄贈先の領収書を添付したうえ、明細を明らかにするものとする。

以上